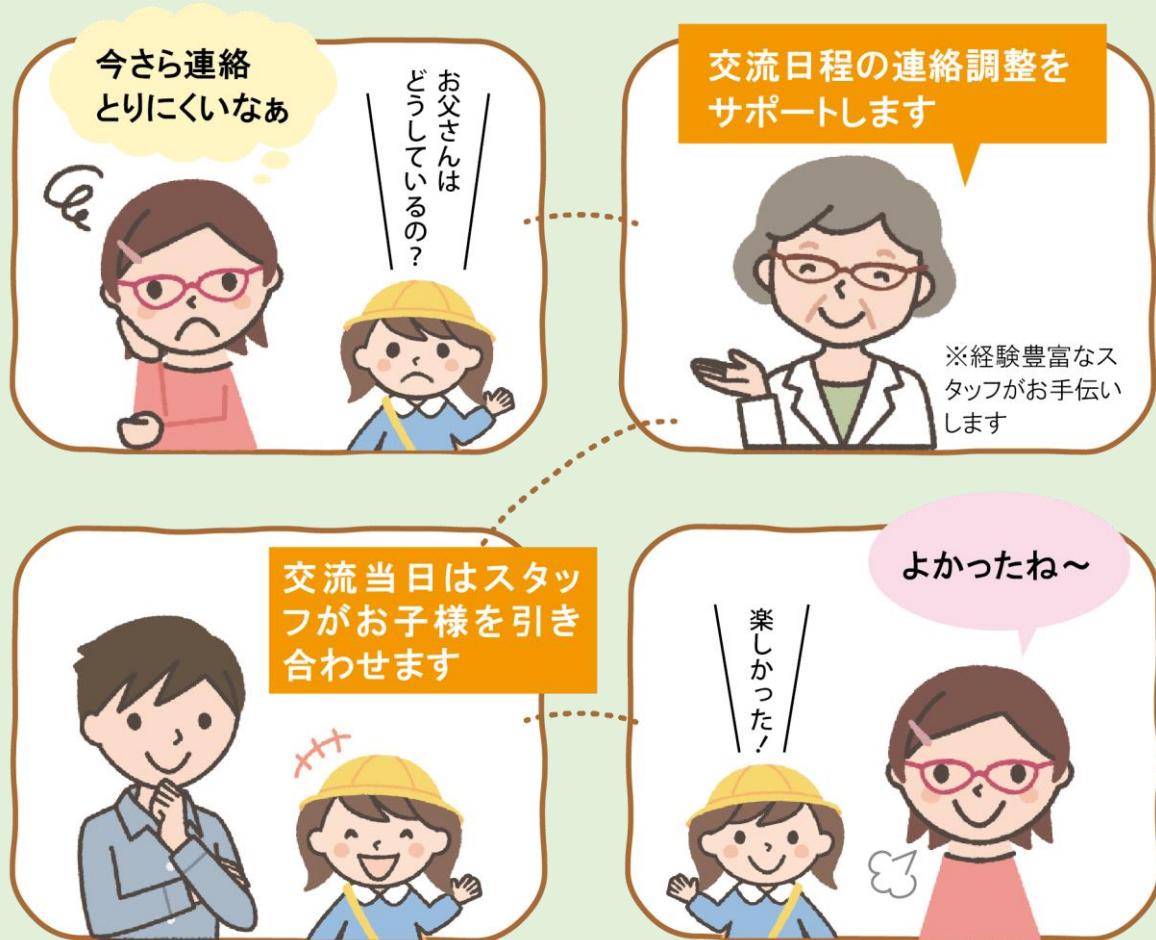


# おしらせ

明石市では、面会交流のコーディネートも行っています。



こどもが離れて暮らす親と会いたいといっているけれど...  
別居している親とは、直接連絡を取りたくない・顔をあわせられない等のご事情がある方へ、市の職員が交流日程の調整や当日の受渡しなど行います。  
詳しくは、市民相談室までお問い合わせ下さい。

【お申込み・お問い合わせ】

明石市 市民相談室

TEL 078-918-5002 Fax 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

2018年10月作成  
明石市 市民相談室

## 養育費立替パイロット事業のご案内

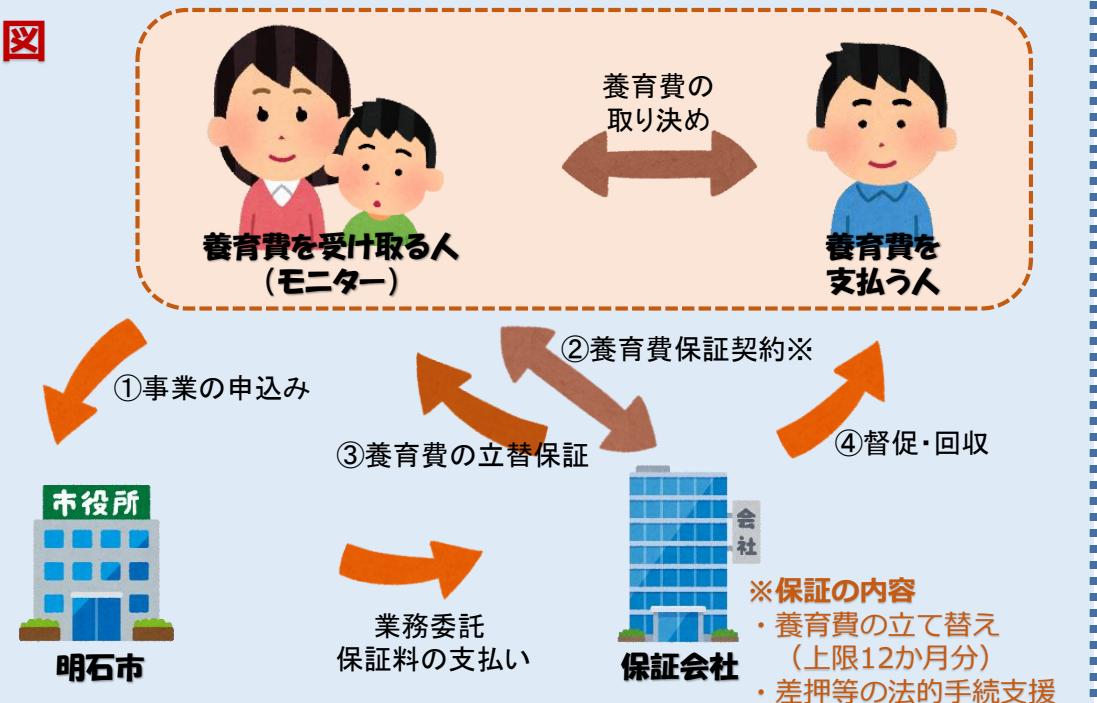
明石市では「こどもを核としたまちづくり」の方針のもと、離婚前後のこども養育支援に取り組んでいます。養育費を取り決めても受け取れないというご相談が多く寄せられていることから、民間の保証会社と連携して、「養育費立替パイロット事業」を試行的に始めます。

このたび、ひとり親家庭の方を対象に、この事業に協力していただけるモニターを募集します。

### ◆事業の概要

- ① 希望者が市にモニターの申込みをします。
- ② モニターを決定した後、保証会社と養育費保証契約を結びます。初回の年間保証料は、市が負担します。（モニターに費用はかかりません。）
- ③ 養育費の不払いがあった場合、モニターが保証会社に連絡すると、保証会社はモニターに養育費を立替払いします。（上限5万円/月）
- ④ 保証会社が養育費を支払うべき人から督促・回収します。

### 概要図



## ◆事業の流れ

### モニター募集開始

明石市の広報紙等でお知らせします。

### モニター申込み

申込書など必要書類の提出や、面談などによるご家庭の事情の聴きとりをします。

### モニター決定

申込者からモニターを決定します（定員18名の予定）。

### 保証契約申込み

保証契約加入に必要な書類の提出等をお願いします。

### 保証開始

保証期間は契約後1年間です。養育費の不払いがあった場合は、保証会社が立替を実施し、支払義務者への督促・回収を行います。

### 家計状況などの調査

訪問・面談・電話などによる調査をします。

### 保証契約の終了

### 利用後の継続調査

家計の変化などについて調査をします。

## ◆モニターの対象となる方

- 離婚をして子どもと明石市に住んでいるひとり親の方
- いずれかに当てはまる方
  - ① 養育費の取り決めについて、債務名義（確定判決、調停調書など）を有する方
  - ② これから調停など裁判所の手続で養育費を決める方
- 今後も明石市に住む予定で、最大3年間、家計や家庭の状況などの調査に協力できる方

取り決めはしているけれど、  
養育費を受け取れていない…  
これから取り決めをするけれど、  
継続してちゃんと受け取れるか不安だ…

という方は、ぜひご相談ください。



## ◆モニター調査の内容

はじめに、家計や子どもの養育の状況などについてお伺いします。その後、養育費の受け取りなどによってどのような変化があったかをお聞きします。家庭訪問や郵送での回答、電話での問い合わせなどを行います。



## ◆モニターの申込み期間

≪2018年11月～2018年12月末≫



### コラム 国内外の養育費の確保について

養育費は、子どもの健やかな成長のために必要不可欠なものです。しかし、我が国では実際に養育費を受け取っている割合は25%に満たない状況です。

もっとも、諸外国では行政が主体となり、養育費を確保する支援を実施しています。例えば、アメリカやイギリスでは養育費を支払わない非同居親に対して、行政による給料からの天引きなどの徴収が行われるほか、運転免許の停止（米）や最長6週間の収監（英）等が定められています。ほかにもスウェーデン、ドイツ及びフランスでは、養育費が支払われていない場合は、国による立替払いが行われ、非同居親に対して請求及び徴収をしています。

明石市では、親の離婚において子どもが受ける経済的不利益を軽減するように、取り組みを検討しています。